

資料3-1

南相馬市保育園条例及び関係規則の一部を改正する件について（報告）

1 趣旨

本市では、令和3年2月策定の「南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針（以下「課題・対応方針」という。）」において、施設老朽化への対応方針等が示されたことを踏まえ、公立保育園・幼稚園の老朽化施設のうち、優先的に取り組む必要がある「原町あずま保育園」及び「原町さくらい保育園」を公私連携幼保連携型認定こども園（※注1）へ再編する方針とし、令和3年11月に「原町区認定こども園基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、令和7年4月の開園を目指し現在進めているところです。

また、課題・対応方針では、地域の子ども・子育て支援の拠点機能の拡充に向けた検討等を進めることとされ、その立地については、基本構想において、原町区認定こども園と同一又は近隣の敷地に地域子育て支援拠点施設（※注2）（以下「拠点施設」という。）の整備を検討することとしました。

これを受け、市では、原町第二中学校（以下「中学校」という。）の南側を建設予定地としている原町区認定こども園の隣接地に拠点施設を建設する計画といたしましたが、この土地は、現在中学校のテニスコートとして部活の利用に供されていることから、代替となるテニスコート用地の確保や整備が必要となり、中学校をはじめ、関係者と協議を進めた結果、原町さくらい保育園を代替地とし、テニスコート施設を整備することとなりました。

のことから、当初、基本構想では、原町さくらい保育園は、原町区認定こども園の開園後に解体することとしておりましたが、今後予定されている拠点施設の整備とそれに伴う中学校のテニスコートの移転・新設の手続きを妨げないよう、原町さくらい保育園を廃止するものです。

（※注1）公私連携幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つ。市と法人が締結する協定において教育・保育の基本的事項を規定するなど、民設民営でありながら市が一定の関わりを持つ運営形態。

（※注2）地域子育て支援拠点施設

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応し、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和、子どもの健やかな育ちを支援するため、児童福祉法第6条の3第6項に定める「乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業」を行う施設。

2 原町さくらい保育園の概要

所在地	南相馬市原町区桜井町一丁目153
竣工年度	1975年
敷地面積	3, 157m ² (園舎面積: 656m ²)
耐用年数	47年
経過年数	48年
備考	子どもの減少及び原町区認定こども園への移行に備え、原町あずま保育園に園児を集約することにより、令和5年度から休園。

3 原町さくらい保育園にかかる経過

(1) 南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針

策定: 令和3年2月

概要: 子どもの数の減少及び公立施設の老朽化の課題への課題に対する基本的な対応方針として、次の4点を定めた。

①公立施設の役割と私立施設の役割

②少子化等に伴う公立施設定員数の対応方針

③公立施設の統廃合方針

ア 園児数少子化への対応方針

イ 施設老朽化への対応方針

建物経過年数が耐用年数を迎える5年前に統廃合優先施設に位置付け、検討を開始する。

→ 原町さくらい保育園、原町あずま保育園該当

ウ 休園施設への対応方針

④今後の施設再配置と施設運営への対応方針

1) 市全体の幼児教育・保育の質の向上

2) 適切な施設規模の設定

3) 認定こども園化の推進

4) 公私連携の推進

→ 公私連携幼保連携型認定こども園（原町区認定こども園）の検討

5) 次世代負担を見据えた施設マネジメントの推進

6) 地域の子ども・子育て支援の拠点機能の拡充

子育て家庭の負担軽減及び支援の充実を図るため、新たな施設の整備も含めて、既存の子育て支援センターの機能強化に加え、地域の子ども・子育て支援の拠点機能の拡充に向けた検討を進めるとされた。

(2) 原町区認定こども園基本構想

策定：令和3年11月

パブリックコメント手続実施（令和3年9月）

概要：この基本構想は、3（1）の課題・対応方針に基づき、老朽化施設のうち、最優先に取り組む必要がある「原町あずま保育園」及び「原町さくら保育園」を公私連携幼保連携型認定こども園とし、民間活力を導入しながら整備するために基本的な内容を定めたもの。



（抜粋）

●原町あずま保育園及び原町さくら保育園の取扱いについて

「原町区認定こども園開園後、原町あずま保育園及び原町さくら保育園からの移行が完了した後に、これら保育園を解体し、原町あずま保育園は公園・緑地等への活用を、原町さくら保育園は更地にして貸主へ返還します。」としている。

●子育て支援拠点整備について

「原町あずま保育園に併設する原町子育て支援センターについても、原町あずま保育園と同様の課題があることから、原町認定こども園施設整備と併せて、同こども園と同一又は近隣の敷地に子育て支援拠点の整備を検討します。」としている。



地域子育て支援拠点施設整備方針に基づき、原町さくら保育園について当初の予定を前倒しすることとする。

なお、本基本構想のパブリックコメント手続における原町さくら保育園の取扱いを受け、今般9月議会に条例の一部改正を上程する。

4 原町区認定こども園及び地域子育て支援拠点施設整備について

① 原町区認定こども園の概要

設置場所	南相馬市原町区高見町二丁目22番地の6
運営形態	公私連携幼保連携型認定こども園
予定期員	120人
開園予定	令和7年4月
移行対象施設	原町あずま保育園（原町さくら保育園）

② 地域子育て支援拠点施設整備の概要

整備予定地	南相馬市原町区高見町二丁目22番地の7
現況	原町第二中学校のテニスコート

※機能などの詳細は現在検討中。

5 関係例規の改正

- (1) 南相馬市保育園条例（資料3-2）
- (2) 南相馬市事務組織規則（資料3-3）

6 原町区地域協議会への諮問結果について

本改正については、8月21日開催の原町区地域協議会にて諮問を行うことから、鹿島区地域協議会への結果の報告については後日郵送させていただきます。

7 施行期日

令和6年4月1日

8 今後の日程

時 期	内 容
8月18日（金）	鹿島区地域協議会（報告）※
8月21日（月）	原町区地域協議会（諮問）
8月21日（月）	小高区地域協議会（報告）
9月 上旬	条例改正について9月議会に上程

※鹿島区地域協議会においては、諮問前であることから、
事前説明を行い、答申後に改めて結果について報告します。

【参考】原町区認定こども園・地域子育て支援拠点施設整備予定位置図

<北>



<南>

改正案

南相馬市条例第 1 号

南相馬市保育園条例の一部を改正する条例

南相馬市保育園条例（平成 18 年南相馬市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
【略】					
南相馬市立原町 なかまち保育園	南相馬市原町区仲町 一丁目177番地	100人	南相馬市立原町 なかまち保育園	南相馬市原町区仲町 一丁目177番地	100人
			南相馬市立原町 さくらい保育園	南相馬市原町区桜井町 一丁目153番地	100人

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成18年1月1日

条例第110号

改正 平成18年3月3日条例第243号

平成18年6月30日条例第266号

平成19年12月21日条例第36号

平成20年10月10日条例第35号

平成26年9月30日条例第24号

令和元年9月19日条例第27号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児、幼児又はその他の児童（以下「乳児等」という。）を保育するため、保育所を設置する。

(名称、位置及び入園定員)

第2条 保育園の名称、位置及び入園定員は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、保育園の管理及び運営に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町保育所条例（昭和40年小高町条例第1号）、鹿島町保育の実施に関する条例（平成10年鹿島町条例第8号）又は原町市保育所条例（昭和39年原町市条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第243号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成18年条例第266号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第36号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第35号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則（令和元年9月19日条例第27号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置	入所定員
南相馬市立かしま保育園	南相馬市鹿島区西町三丁目90番地	108人
南相馬市立かみまの保育園	南相馬市鹿島区浮田字一丁田67番地	60人
南相馬市立原町あずま保育園	南相馬市原町区東町三丁目7番地の4	115人
南相馬市立原町なかまち保育園	南相馬市原町区仲町一丁目177番地	100人
南相馬市立原町さくらい保育園	南相馬市原町区桜井町一丁目153番地	100人

改正案

南相馬市規則第 10 号

南相馬市事務組織規則の一部を改正する規則

南相馬市事務組織規則（平成 24 年南相馬市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																										
(所属、名称及び分掌事務)	(所属、名称及び分掌事務)																										
第 32 条 条例の定めにより置かれた出先機関及び法第 244 条第 1 項の規定により設置する公の施設で、各部課又は区役所各課に属するものの名称及び分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 【略】 (3) こども未来部こども育成課に属する出先機関	第 32 条 条例の定めにより置かれた出先機関及び法第 244 条第 1 項の規定により設置する公の施設で、各部課又は区役所各課に属するものの名称及び分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 【略】 (3) こども未来部こども育成課に属する出先機関																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かしま保育園</td><td>(1) 入園児童の保育に 関すること。</td></tr> <tr> <td>かみまの保育園</td><td>(2) 入園児童に係る事 務処理に関すること。</td></tr> <tr> <td>原町あずま保育園</td><td>(3) その他園の事務に 関すること。</td></tr> <tr> <td>原町なかまち保育園</td><td></td></tr> <tr> <td>おだか認定こども園</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機関名	分掌事務	かしま保育園	(1) 入園児童の保育に 関すること。	かみまの保育園	(2) 入園児童に係る事 務処理に関すること。	原町あずま保育園	(3) その他園の事務に 関すること。	原町なかまち保育園		おだか認定こども園		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かしま保育園</td><td>(1) 入園児童の保育に 関すること。</td></tr> <tr> <td>かみまの保育園</td><td>(2) 入園児童に係る事 務処理に関すること。</td></tr> <tr> <td>原町あずま保育園</td><td>(3) その他園の事務に 関すること。</td></tr> <tr> <td>原町なかまち保育園</td><td></td></tr> <tr> <td>原町さくらい保育園</td><td></td></tr> <tr> <td>おだか認定こども園</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機関名	分掌事務	かしま保育園	(1) 入園児童の保育に 関すること。	かみまの保育園	(2) 入園児童に係る事 務処理に関すること。	原町あずま保育園	(3) その他園の事務に 関すること。	原町なかまち保育園		原町さくらい保育園		おだか認定こども園	
機関名	分掌事務																										
かしま保育園	(1) 入園児童の保育に 関すること。																										
かみまの保育園	(2) 入園児童に係る事 務処理に関すること。																										
原町あずま保育園	(3) その他園の事務に 関すること。																										
原町なかまち保育園																											
おだか認定こども園																											
機関名	分掌事務																										
かしま保育園	(1) 入園児童の保育に 関すること。																										
かみまの保育園	(2) 入園児童に係る事 務処理に関すること。																										
原町あずま保育園	(3) その他園の事務に 関すること。																										
原町なかまち保育園																											
原町さくらい保育園																											
おだか認定こども園																											

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。